

第 5648 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外勤務者の不動産所得

Q：2年間の海外勤務を会社から命じられました。私には、不動産所得がありますが、どのようにしたらいいのでしょうか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

所得税では、国内に住所を有せず又は現在まで引き続いて1年以上居所を有しない個人を非居住者として取り扱います。

非居住者は、「国内源泉所得」について所得税が課せられ、国外における所得については課税されないこととなっています。

お尋ねは、2年間の海外勤務をされるということですから、非居住者に該当することになり、国外の所得については課税の対象になりませんが、国内に不動産所得があるということでしたら、その所得については所得税が課せられることとなりますので、確定申告をしなければならないこととなります。

この場合、年の中途で非居住者になる場合にはその年1月1日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、その出国の時までに確定申告をしなければならないこととなっていますので、出国までの不動産所得についてまず確定申告をし、出国後に生じた不動産所得については、出国時にした確定申告とその年の給与所得を合算して再度確定申告をすることになります。

なお、出国年の翌年以後は、納税管理人を定めて確定申告を行っていくこととなります。

